

○石垣市自治基本条例審議会設置条例

平成27年6月22日

条例第26号

(設置)

第1条 石垣市自治基本条例(平成21年石垣市条例第23号。以下「基本条例」という。)第43条の規定に基づき、基本条例の検証等を行うため、石垣市自治基本条例審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平28条例4・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、基本条例の検証に関し、必要な事項を調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で構成し、有識者等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による審議会の答申が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、その任務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求める意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(石垣市自治基本条例策定審議会設置条例の廃止)

2 石垣市自治基本条例策定審議会設置条例(平成19年石垣市条例第29号)は、廃止する。

附 則(平成28年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。